

議案第 30 号

伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

伊賀市特別職報酬等審議会条例（平成16年伊賀市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「報酬等の」を「給料の」に改める。

第 2 条第 1 号中「、市長及び副市長」を「又は市長、副市長、教育長若しくは上下水道事業管理者」に改め、「並びに教育長及び上下水道事業管理者の給与の額」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項各号に掲げる場合のほか、議員報酬又は市長、副市長、教育長若しくは上下水道事業管理者の給与に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。